

居住制限区域（飯舘村）から避難した申立人ら3名（祖母、母及び子）のうち、申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、平成28年3月に出産し、恒常的に乳幼児である申立人子の世話をしながらの避難生活であったことを考慮し、平成28年4月から平成29年3月までの期間は、元夫が心身の不調により入院し、自身の心身も不調であったという状況等も踏まえて月額5万円の増額、平成29年4月から平成30年3月までの期間は月額3万円の増額の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1，同X2及び同X3（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人X2に対し、別紙の損害項目（但し、別紙記載の期間に限る。）に対する和解金として、金988,800円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（但し、別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。但し、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及

び被申立人が署名（記名）押印の上，申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また，被申立人は，本和解契約書の写し1通を，原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年1月6日

（仲介委員 高木 佳子）

別紙

令和〇年（東）第〇号

申立人 X2

| 損害項目 | 金額 | 期間 |
|--------------------|---------|-------------|
| 日常生活阻害慰謝料 （増額分） | 960,000 | H28.4～H30.3 |
| 弁護士費用 | 28,800 | |
| 合計 | 988,800 | |